

毎週火、金曜日発行（但休日は翌日）

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第三百七十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条规定第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十九年六月九日

鳥取県知事 石破二朗

- ◇ 告示 健康保険法による保険医療機関の指定
道路の位置の指定
基本測量を実施する旨の通知
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
道路交通法による聴聞会の開催
- ◇ 公安告示

名 称 所 在 地	開設者氏名	管理者 氏名	診療科名	指定の 記号番号	指 定 年 月 日	採 点 表	用	備 考
渡辺医院	米子市大篠津町	渡辺惣之助	内科、外科	米医六一	昭三九、五、九	乙表点 数表定	再指	
宝意内科医院	" 万能町一六	宝意 武彦	内科、小兒科	" 七七	一五 "			
浜村診療所	氣高郡氣高町	田中 町長	内科	氣医二一	四、七 "			
小鹿"	東伯郡三朝町	坂出 雅巳	内科、外科	東医四八	"			
足立歯科医院	境港市相生町	足立 学	歯科	境齒一四	"			
"	"	"	"	五、二一	"			
"	"	"	"	一 "				

00678

(第3種郵便物
認可)

鳥取県告示第三百七十一号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年六月九日

鳥取県知事 石破二朗

三 作業地域

一 作業種類 基本測量（地形図補測調査）
二 作業期間 昭和三十九年六月二十日から
昭和三十九年十月十五日まで

鳥取市、倉吉市、若桜町、用瀬町、船岡町、八東町、

智頭町、郡家町、河原町、佐治村、岩美町、国府町、福部村、鹿野町、青谷町、氣高町、三朝町、東郷町、

00677

(第3種郵便物
認可)

鳥取県告示第三百七十一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十九年六月四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十九年六月九日

申請人の住所氏名

米子市車尾九〇六番地
沢田てり

道路の位置の指定場所

米子市中島字墓ノ前二

鳥取県知事 石破二朗

道路の幅員及び延長

字小割

字沢ノ上

幅員 四・八メートル
延長 五五八・ニメートル

字西原

三三三三三三三三三三三三二二二二二
三三二一一二二二二二二四二二二二二三
〇〇六八九七〇一五五五三二三五四五
番番番番番番番番番番番番番番番番番
一二ののののの一一二三二の一の一五
のの一一一一のののの一一のの一一の
一一部部部部部一一部一部一一部
部部 部部部部部 部 部部

昭和39年6月9日 火曜日 鳥取県公報 第3537号

(第3種郵便物)
可認

00680

一 鳥取地区	
1 聽聞の期日及び場所	昭和三十九年七月二日 午後一時から 鳥取市吉方 鳥取警察署
2 聽聞当事者の住所及び氏名	(1) 鳥取市賀露町八区市営住宅 自動車運転者 田 中 正 明 吉 義
(2) 鳥取市東品治町八〇一 自動車運転者 横 原 釧 義	八頭郡河原町釜ノ口六一九 自動車運転者 山 本 豊 義
(3) 八頭郡河原町釜ノ口六一九 自動車運転者 横 原 釧 義	岩美郡国府町大字殿四五二 自動車運転者 中 原 昭 二
(4) 岩美郡国府町大字殿四五二 自動車運転者 中 原 昭 二	気高郡氣高町大字殿四五二 自動車運転者 加 山 登
(5) 気高郡氣高町大字殿四五二 自動車運転者 加 山 登	氣高郡氣高町大字郡家七九 自動車運転者 加 山 登
(6) 氣高郡氣高町大字郡家七九 自動車運転者 加 山 登	鳥取市本町四丁目四三

二 米子地区	
1 聽聞の期日及び場所	昭和三十九年六月二十五日 午後一時三十分から 米子市万能町 米子警察署
2 聽聞当事者の住所及び氏名	(1) 米子市西福原九二一 自動車運転者 森 灘 勝 美
(2) 境港市外江町一、〇六三 自動車運転者 古 德 叶	(3) 米子市道笑町二丁目五三 自動車運転者 山 根 一 三
(4) 鳥取市布勢四〇二 自動車運転者 森 本 茂	

昭和39年6月9日 火曜日 鳥取県公報 第3537号

鳥取県告示第三百七十三号

昭和三十九年六月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

昭和三十九年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聽聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

一 作業種類 基本測量(基準点測量)
二 作業期間 昭和三十九年六月十日から
昭和四十年三月三十一日まで
三 作業地域 鳥取市、国府町、福部村

選挙管理委員会告示

昭和三十九年六月九日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聽聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

一 日時 昭和三十九年六月十日 午前十一時
二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県庁内
三 議題 昭和三十九年度公明選挙常時啓発事業計画について

昭和三十九年六月九日

鳥取県選挙管理委員会委員室

羽合町、北条町、大栄町、東伯町、赤崎町、関金町、江泊村、中山町、名和町、大山町、岸本町、溝口町、江府町、日野町